

調布市公共施設白書



平成 28 年 3 月 調布市

目 次

第1章 公共施設白書について

I 公共施設を取り巻く状況	1
1. 公共施設の更新問題	1
2. 自治体における公共施設に関する取組の状況	1
3. 国からの公共施設等総合管理計画の策定要請	1
II 公共施設白書について	2
1. 公共施設白書の作成目的	2
2. 公共施設白書で示す内容	3
3. 公共施設白書作成後における活用方法	4
III 公共施設白書で対象とする施設	5
1. 本書で対象とする公共施設の範囲	5
2. 本書で取り扱う公共施設の分類について	6
3. 本書で取り扱うデータについて	7

第2章 調布市の概況について

I 市域の特徴	8
1. 位置, 地勢	8
2. 都市構造	8
II 人口の状況	11
1. 調布市の人口推移	11
2. 市内における人口分布の特徴	12
3. 昼夜間人口	13
4. 人口の将来展望	15
III 財政の状況	17
1. 歳入・歳出	17
2. 財政指標の推移	19
3. 基金の積立, 残高の状況	20
4. 市債の状況	21
5. 今後の財政の見通し	22

第3章 公共施設の状況について

I 公共施設全体の状況及び課題認識	23
1. 施設の総量	23
2. 建物の老朽化の状況	26
3. 施設の運営状況	28
4. 施設の集約・複合化の状況	29
5. 施設コストの状況	31
6. 今後見込まれる改修・更新費の試算	35
7. 公共施設全体の視点における課題	38
II 施設分類（中分類）別の状況及び課題認識	40
本節の掲載情報について	40
1. 事務所施設	43
2. その他事務所施設	60
3. 児童福祉施設	63
4. 老人福祉施設	90
5. 社会福祉施設	100
6. コミュニティ施設	109
7. 市営住宅	126
8. 小学校	132
9. 中学校	143
10. 文化施設	151
11. 社会教育施設	158
12. 体育施設	191
13. 防災施設	211
14. 交通安全施設	219
15. 公遊園	235
16. その他の施設	239
III 地域別（4区分）の状況及び課題認識	247
1. 地域の特徴	248
2. 土地利用の状況	250
3. 人口構造	252
4. 市民意識調査における市民満足度	253
5. 公共施設の状況	254
6. 公共施設の現状と課題	262
7. 関連図表	264

第4章 公共施設等の総合的な管理の推進に向けて

I 公共施設等総合管理計画の策定に向けて	270
1. 今後の検討における主な視点	270
2. 検討の留意点	271
3. PPP/PFI の活用に関する検討の方向性	272
II 公共施設等総合管理計画の策定後における取組に向けて	273

参考資料

主な用語の定義	274
---------	-----

第 1 章 公共施設白書について

- I 公共施設を取り巻く状況
- II 公共施設白書について
- III 公共施設白書で対象とする施設

I 公共施設を取り巻く状況

1. 公共施設の更新問題

全国の自治体では、昭和 30 年代半ばから昭和 40 年代にかけての高度経済成長期において多くの公共施設が整備されてきました。それらの施設は、建設から約 50 年が経過するとともに老朽化が進み、今後一斉に更新時期を迎えようとしています。

一方で、人口減少や超高齢社会に伴い、生産年齢人口の減少などによる税収減や社会保障関係経費の増大などにより、財政の硬直化が進むことが見込まれるため、今後において、それぞれの自治体では、現在の公共施設の全てを維持（適切な保全措置や更新）していくことは、困難な状況となることが予測されます。

このことは、いわゆる「公共施設の更新問題」と言われ、全国の自治体に共通する課題として、自らの財政状況や公共施設の状況に応じた適切な対応が求められており、調布市も例外ではなく、同様の課題への対応が必要となっています。

2. 自治体における公共施設に関する取組の状況

公共施設の更新問題に対応していくため、多くの自治体において、公共施設の現状等に関する情報を整理した公共施設白書が作成されています。また、先進的な自治体においては、公共施設に関する課題の解決に向けた具体的な方針や取組等を示したうえで整理し、公共施設マネジメントに取り組んでいます。

調布市では、平成 17 年度及び平成 18 年度の 2 次にわたる公共施設見直し計画に基づく取組や、平成 21 年度に策定した公共建築物維持保全計画に基づく計画的な維持保全のほか、調和小学校整備における P F I の活用、市役所庁舎及び文化会館たづくりにおける E S C O 事業の実施など、公共施設の効率的な維持管理・保全等に取り組んできました。

3. 国からの公共施設等総合管理計画の策定要請（平成 26 年 4 月）

各自治体で厳しい財政状況が続く中、今後の人口減少等による公共施設等の利用需要の変化を踏まえ、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことで財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要であるため、総務省から「公共施設等総合管理計画」の策定要請がなされています。

なお、公共施設等総合管理計画とは、自治体が保有する全ての公共施設等（インフラ・公共施設）を対象として、その現状や将来の見通しを整理し、10 年以上の計画期間を定めて総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるものです。

II 公共施設白書について

1. 公共施設白書の作成目的

本書は、平成28年度に予定している「(仮称)公共施設等総合管理計画」の策定につなげるため、公共施設の現状分析及び課題等の抽出・整理のほか、今後の公共施設等の総合的な管理に関する検討における視点等をまとめることを目的としています。

なお、本書の作成に当たっては、定量的な課題等のほか、定性的な課題等も掲載していく必要があることから、以下の取組を行いました。

- 平成26年8月～平成27年3月：公共施設に関する基礎調査^{※1}
- 平成27年7月～8月：公共施設に関する課題認識調査^{※2}
- 平成27年10月：公共施設の現地調査^{※3}

※1 調布市における282施設の公共施設を対象とし、施設状況、建物状況、管理運営状況、利用状況、コスト状況、敷地状況についての調査を行うとともに、施設の分類ごとの集計を行った。また、総務省が設定する公共施設更新費用単価に基づき、各施設における更新・修繕による将来コストの試算を実施し、施設の現状や特徴等を整理した「施設カルテ」を作成した(基準時点：平成26年10月1日)。

※2 白書の作成に当たった行政経営部行財政改革課が、公共施設基礎調査で把握した定量的な情報に加え、各施設の所管部署が認識している施設の現状や課題を把握・共有することを目的に実施した。各施設所管部署が作成した公共施設の課題認識等に関する調査を基に、庁内で意見交換を実施した。

※3 公共施設課題認識調査において意見交換を行った施設の一部について、行財政改革課及び各施設所管課が、実際に現地で状況を確認することにより、実態を把握した(約40施設)。

2. 公共施設白書で示す内容

【図表 1-II-1】本書の構成

● 前提要件

第1章 公共施設白書について（本章）

- I 公共施設を取り巻く状況
- II 公共施設白書について
- III 公共施設白書で対象とする施設

● 背景要因

第2章 調布市の概況について

- I 市域の特徴
- II 人口の状況
- III 財政の状況

● 現状・課題の「見える化」

第3章 公共施設の状況について

- I 公共施設全体の状況及び課題認識
- II 施設分類（中分類）別の状況及び課題認識
- III 地域別（4区分）の状況及び課題認識

● 今後の取組

第4章 公共施設等の総合的な管理の推進に向けて

- I 公共施設等総合管理計画の策定に向けて
- II 公共施設等総合管理計画の策定後における取組に向けて

本書では、まず最初に調布市の公共施設更新問題の背景要因として、市域の特徴、人口の状況、財政の状況について整理しています（第2章）。

次に、調布市の公共施設について、その全体像（第3章-I）を示すとともに、個別施設について、次の区分で該当する情報を明らかにし、そこから読み取ることができる課題を整理しています（第3章-II）。

【図表 1-Ⅱ-2】「施設分類(中分類)別の状況及び課題認識」で整理している

公共施設の情報の種類

区分	情報の種類
施設の概要	施設の特徴, 市内の配置, 開館時間(通常), 定期休館日(通常)
土地の状況	保有形態, 敷地面積, 建ぺい率/容積率
建物の状況	延床面積, 保有形態, 施設形態, 構造, 階数, 建設時期, 耐震基準, バリアフリー対応の状況
施設利用の状況	施設の年間利用者数, 稼働率等
管理運営状況	管理運営の概要, 施設の維持における年間コスト, 単位当たりコスト(1㎡当たり, 市民1人当たり, 利用者1人当たり)
その他	今後見込まれる改修・更新費の試算

併せて、調布市の広域的地域(4区分)における地域の特徴、都市構造、人口構造を背景に、公共施設の現況及び今度の公共施設の在り方に対する課題を整理しています(第3章-III)。

最後に、今後の取組として、公共施設等総合管理計画の策定及び策定後の取組に向けた考え方について整理しています(第4章)。

3. 公共施設白書作成後における活用方法

公共施設白書の作成後は、大きく分けて以下の3点において活用することを想定しています。

- 市民や市議会との情報共有に活用

⇒冊子の公表やホームページへの掲載による情報提供を行います。

- 公共施設等総合管理計画の策定における活用

⇒市民アンケート等の実施における参考資料として活用します。

⇒基本的な考え方の検討・説明における参考資料として活用します。

- 公共施設等総合管理計画策定後の個別施設の検討における活用

⇒施設分類(中分類)別の現状分析や課題に基づく、公共施設の在り方検討における参考資料として活用します。

Ⅲ 公共施設白書で対象とする施設

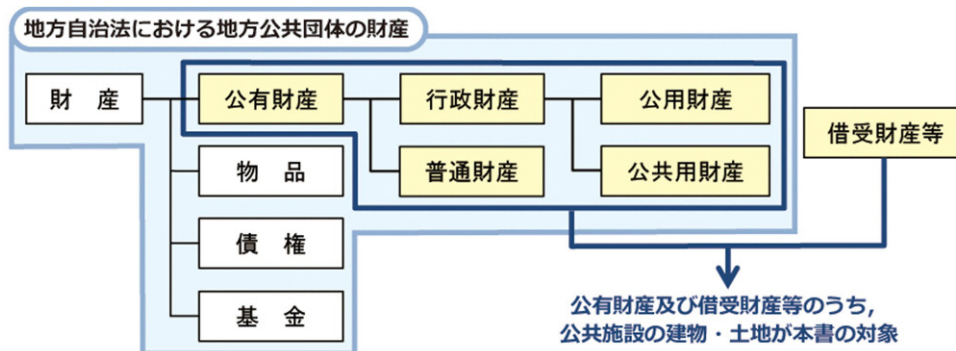
1. 本書で対象とする公共施設の範囲

本書は、「公共施設に関する基礎調査」に基づき、調布市が平成 26 年 10 月 1 日時点で保有または管理している公共施設のうち、行政サービスの提供や業務の実施における主要な施設に関する、建物及び土地についての情報を取り扱っています。

具体的には、調布市の公有財産及び借受財産等のうち、後述する「本書で取り扱う公共施設の分類について」(6 ページ) の範囲に含まれる建物と、建物の運用に要する土地を対象にしています。すなわち、道路、橋梁、下水道などのインフラ施設は対象外としています。

なお、小規模施設(延床面積が概ね 50 m²未満)及び市民の利用や行政の日常業務に供さない施設なども対象外としています。

【図表 1-Ⅲ-1】 地方公共団体の財産の種類と分類



○公有財産

地方自治法第 238 条に規定され、地方公共団体の所有に属する財産であり、行政財産と普通財産に分類される。

・行政財産

地方公共団体において公用又は公共用に供し、または供することと決定した財産。一部の場合を除き原則、貸付、交換、売払い、譲渡等が出来ない。

公用財産…市が直接使用する財産(庁舎、防災施設等)

公共用財産…市民が共同利用する財産(学校や社会教育施設、文化施設等)

・普通財産

行政財産以外の公有財産。主に経済的価値の発揮による行政への貢献を目的とした貸付、交換、売払い、譲渡、私権の設定等を行うことができる。

○借受財産等

契約により地方公共団体が民間等から借用している財産等。

2. 本書で取り扱う公共施設の分類について

本書では、調布市の公共施設を次の大分類（6分類）及び中分類（16分類）で整理しています。

【図表 1-Ⅲ-2】 公共施設白書における施設分類

大分類	中分類	分類中に含まれる施設の種類の種類
事務所施設	事務所施設	庁舎等, 神代出張所, クリーンセンター, 教育会館
	その他事務所施設	庁舎外庁用駐車場
福祉施設	児童福祉施設	保育園, 児童館・学童クラブ, その他の児童福祉施設
	老人福祉施設	高齢者施設, シルバーピア, その他の老人福祉施設
	社会福祉施設	総合福祉センター, 障害者福祉施設, 障害者グループホーム, その他の社会福祉施設
コミュニティ施設	コミュニティ施設	地域福祉センター, ふれあいの家
市営住宅	市営住宅	市営住宅
文化・教育施設	小学校	小学校
	中学校	中学校
	文化施設	文化会館たづくり, グリーンホール, せんがわ劇場
	社会教育施設	博物館等, 公民館, 図書館, ユーフォープレイルーム, その他の社会教育施設
	体育施設	体育館, 屋外運動施設, 学校の体育施設(学校使用時 以外の一般使用)
その他	防災施設	消防団機械器具置場, 防災備蓄・資機材倉庫
	交通安全施設	自転車等駐車場, その他の交通安全施設
	公遊園	公遊園
	その他の施設	市民プラザあくろす, 第七中学校相談学級・太陽の子, 仙川中継ポンプ場, 利再来留(リサイクル)館

3. 本書で取り扱うデータについて

- ・ 本書で取り扱う公共施設のデータは「公共施設に関する基礎調査」に基づいています。そのため、施設数、面積、名称等は平成26年10月1日時点のものであり、現在の状況と一致しないものもあります。
- ・ 市民1人あたりに換算する場合などの「市民の人口」は、特に注記のない限り、調布市住民基本台帳における平成26年10月1日時点の総人口（22万4,283人）、年齢構成別人口、町丁別人口を用いています。
- ・ 年次表記は和暦を基本にしています。図表中の略記について、「S」は「昭和」、「H」は「平成」を意味します。なお、場合によって西暦を用いている箇所は、図表掲載の都度、注記しています。
- ・ 図表中の数値は、面積は小数点第3位、金額は表記単位未満で四捨五入しています。
- ・ 文章中の金額表記は、億円単位、万円単位、円単位など、記載表現に応じて端数を四捨五入している場合があります。
- ・ パーセンテージは小数点第2位を四捨五入しています。端数処理の関係から、百分率の合計等が完全な100%にならない場合があります。
- ・ 公共施設の状況等に関する説明については、原則、中分類単位で行っています。

第2章 調布市の概況について

I 市域の特徴

II 人口の状況

III 財政の状況

I 市域の特徴

1. 位置, 地勢

(1) 市の位置

調布市は、東京都のほぼ中央、多摩地区の南東部に位置し、新宿副都心へ15kmの距離にあります。また、市の面積は21.58km²で、市の東は世田谷区、北は三鷹市と小金井市、西は府中市、南は狛江市及び多摩川を挟んで稲城市と神奈川県川崎市に接しています。

(2) 交通環境

広域交通機能として、市の中央部を東西に走る京王線(9駅)、国道20号線(甲州街道)、中央自動車道(調布IC)があり、都心や近隣市に対してアクセスしやすくなっています。

また、京王線調布駅における1日の乗降人員は、平成26年度において平均約11万5,000人となっています。

(3) 地勢

調布市は、武蔵野台地の南西部の位置にあります。地形的には標高が高い順に、北東部の武蔵野段丘面、中心部の立川段丘面、南西部の多摩川沖積面からなり、最も高い地点(深大寺北町6丁目付近)で海拔56m、最も低い地点(染地3丁目多摩川沿い)で海拔24m、市内の高低差は約32mあります。

2. 都市構造

(1) 都市的地域の変遷

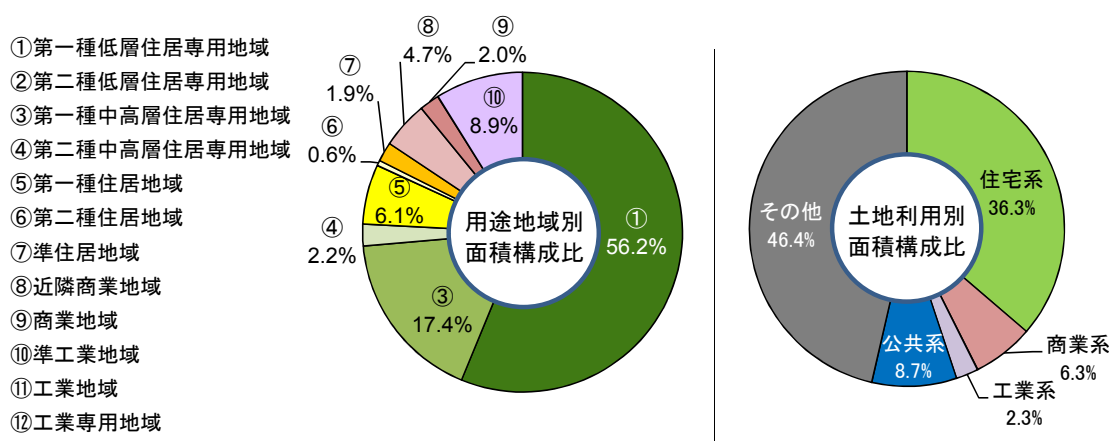
調布市は、昭和30年4月の市制施行後、昭和30年代後半から昭和40年代にかけての高度経済成長期において、都市化と人口増加が進み、都心のベッドタウンとして発展してきました。

(2) 用途地域及び土地利用の状況

調布市の都市計画区域は 21.53 km²、市街化区域は 20.48 km²となっており、そのうち第一種低層住居専用地域が 56.2%を占めています。また、商業系の地域が占める割合は 6.7%となっており、概ね京王線各駅周辺に点在しています。その他、準工業地域が 8.9%を占め、調布飛行場や調布基地跡地などが主にこれに含まれます。

都市計画区域における土地利用は、住宅系の割合が最も高く、全体の 36.3%を占めています。

【図表 2-I-1】調布市の用途地域別及び土地利用別面積構成比



- ・用途地域別面積構成比の出典：「調布市都市計画概要」（平成 27 年 3 月 31 日時点）調布市都市整備部都市計画課
- ・土地利用別面積構成比の出典：「調布市都市計画基礎調査」（平成 25 年）

【図表 2-I-2】用途地域の解説

地域地区	概要
①第一種低層住居専用地域	低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
②第二種低層住居専用地域*	主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
③第一種中高層住居専用地域	中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
④第二種中高層住居専用地域	主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
⑤第一種住居地域	住居の環境を保護するため定める地域
⑥第二種住居地域	主として住居の環境を保護するため定める地域
⑦準住居地域	道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域
⑧近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
⑨商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
⑩準工業地域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域
⑪工業地域*	主として工業の利便を増進するため定める地域
⑫工業専用地域*	工業の利便を増進するため定める地域

* 調布市には、②第二種低層住居専用地域、⑪工業地域、⑫工業専用地域に該当する区域はありません。

(3) 事業所の分布状況

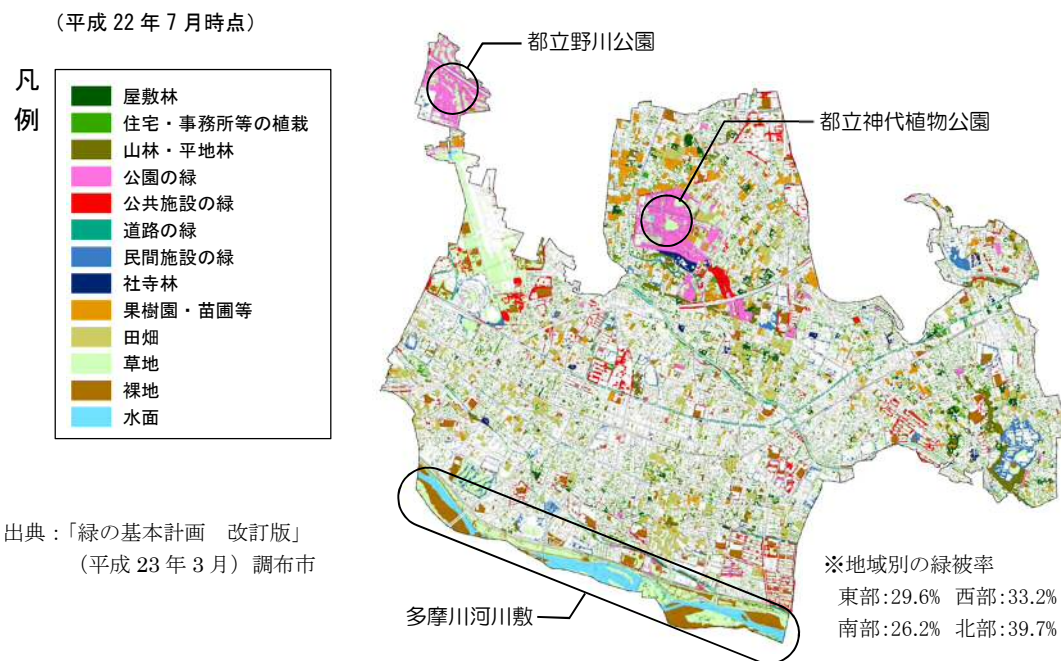
調布市全体の事業所数は、平成24年2月時点で6,554事業所（平成24年経済センサスー活動調査）となっており、市全体の中でも、調布駅周辺、仙川駅周辺をはじめ、京王線沿線（仙川駅～飛田給駅間）の地域において、比較的高い密度で事業所が分布しています。

(4) 緑被地の分布状況

調布市全体の緑被地（植物に覆われた土地）の面積は、平成22年7月時点で約690haとなっており、緑被率（市域面積に対する緑被地の割合）は32.0%となっています。緑被率は、都立神代植物公園などが存在する北部で最も高くなっています*。

また、緑被率に河川等の水面面積の占める割合と公園内で樹林等の緑に覆われていない面積の割合を加えたみどり率は、36.0%となっています。

【図表 2-I-3】 緑被地現況図



出典：「緑の基本計画 改訂版」
 （平成23年3月）調布市

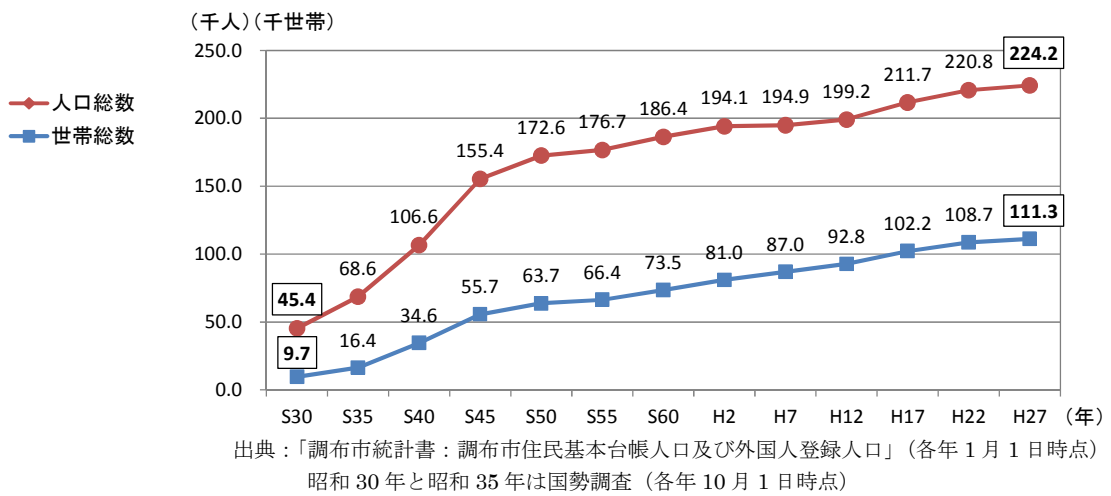
II 人口の状況

1. 調布市の人口推移

(1) 総人口

調布市は高度経済成長期に都市化が進む中で急激に人口が増加し、以後、今日まで増え続けています。昭和30年の市制施行から平成27年までの60年間で、人口総数は約4.9倍、世帯総数は約11.5倍に増加しています。

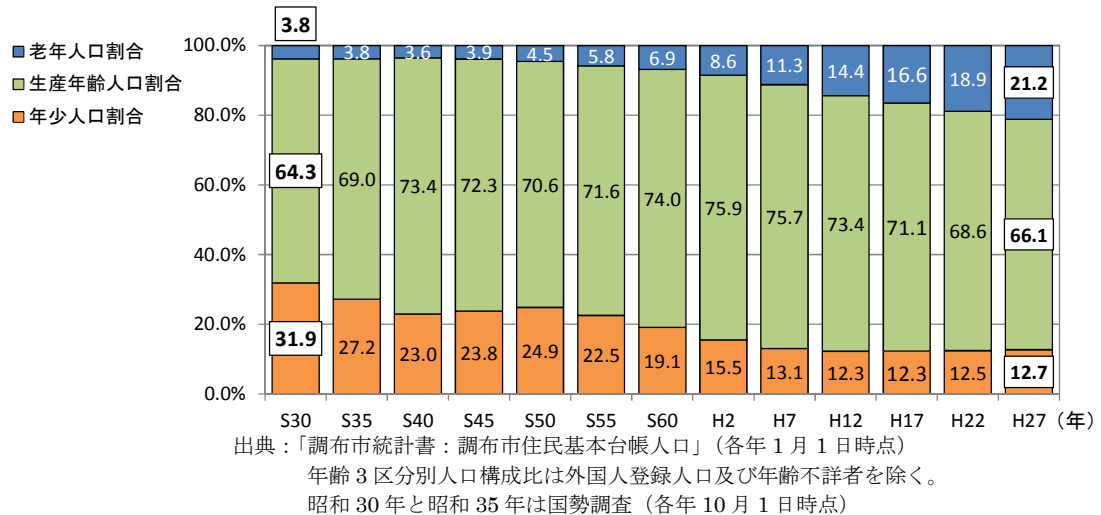
【図表 2-II-1】 調布市の人口総数及び世帯総数の推移



(2) 年齢別人口

調布市では、昭和50年以降、年少人口（0～14歳）の減少と老年人口（65歳以上）の増加が進んでいます。昭和30年から平成27年までの60年間で年少人口の割合は19.2ポイント減少していますが、一方で、老年人口の割合は17.4ポイント増加しています。

【図表 2-II-2】 調布市の年齢3区分別人口構成比の推移



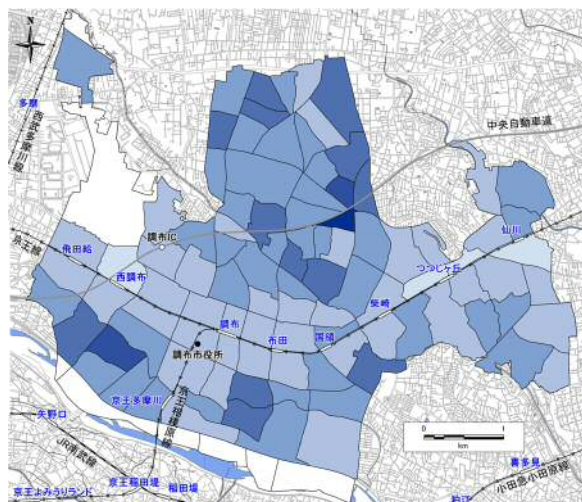
2. 市内における人口分布の特徴

(1) 年齢構造別の分布

調布市では、京王線沿線の地域において生産年齢人口の割合が比較的高く、その外側の地域において年少人口及び老年人口の割合が比較的高くなっています。

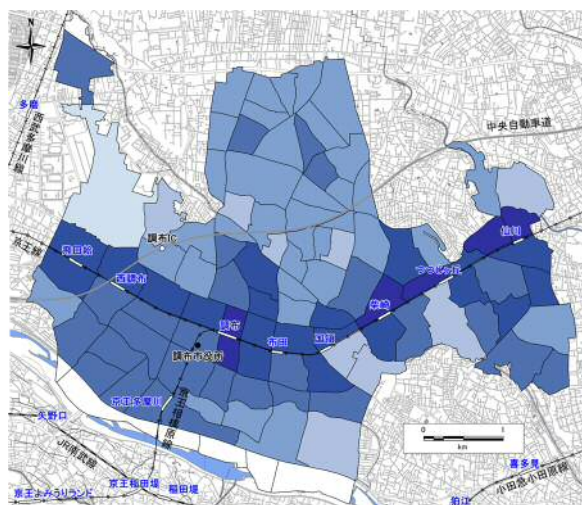
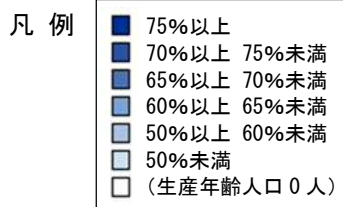
【図表 2-II-3】

町丁別の総人口に対する
年少人口(0～14歳人口)の割合



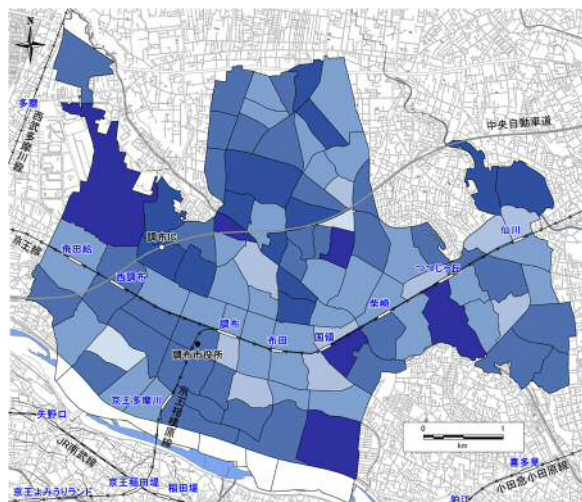
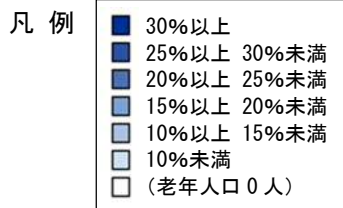
【図表 2-II-4】

町丁別の総人口に対する
生産年齢人口(15～64歳人口)の割合



【図表 2-II-5】

町丁別の総人口に対する
老年人口(65歳以上人口)の割合



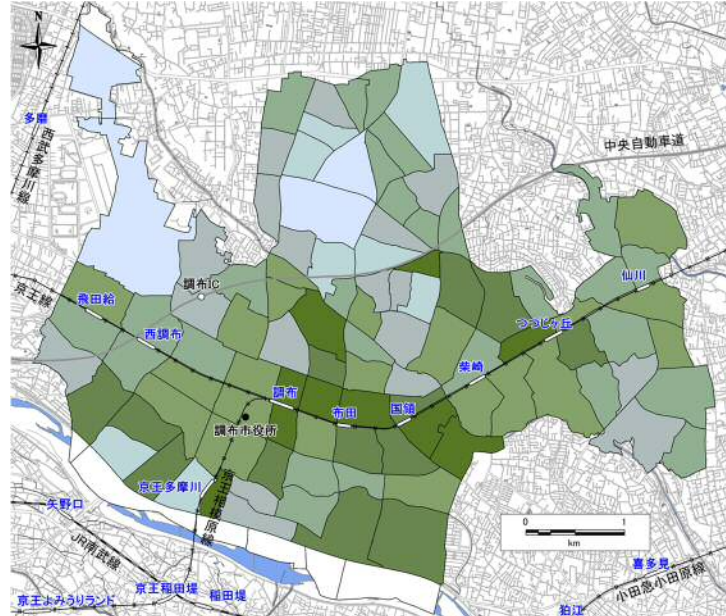
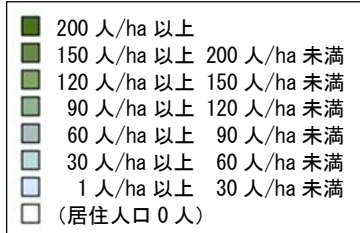
出典：「調布市住民基本台帳人口」
(平成26年10月1日時点)

(2) 人口密度の分布

調布市の人口密度は、京王線調布駅、布田駅、国領駅、つつじヶ丘駅、京王多摩川駅の沿線において高くなっています。

【図表 2-II-6】
町丁別人口密度

凡例



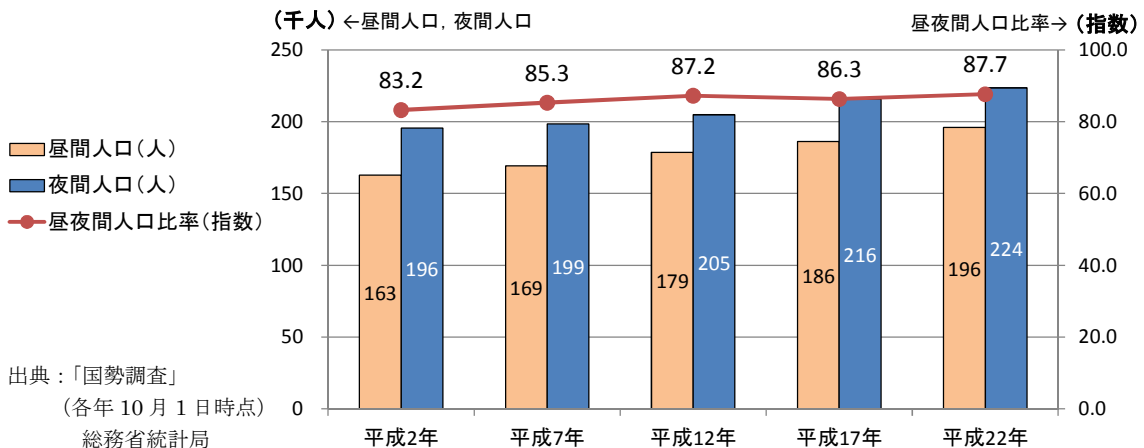
出典：「調布市住民基本台帳人口」
(平成 26 年 10 月 1 日時点)

3. 昼夜間人口

(1) 調布市内の昼夜間人口の状況

調布市における昼夜間人口比率（夜間人口 100 人当たりの昼間人口の割合）は平成 22 年時点で 87.7 であり、市内から市外へ通勤・通学する人が、市外から市内へ通勤・通学する人を上回っている傾向が見られます。また、平成 2 年から平成 22 年までの 20 年間で、昼間人口は約 3 万 3,000 人、夜間人口は約 2 万 8,000 人増加しており、昼夜間人口比率は微増の傾向にあります。

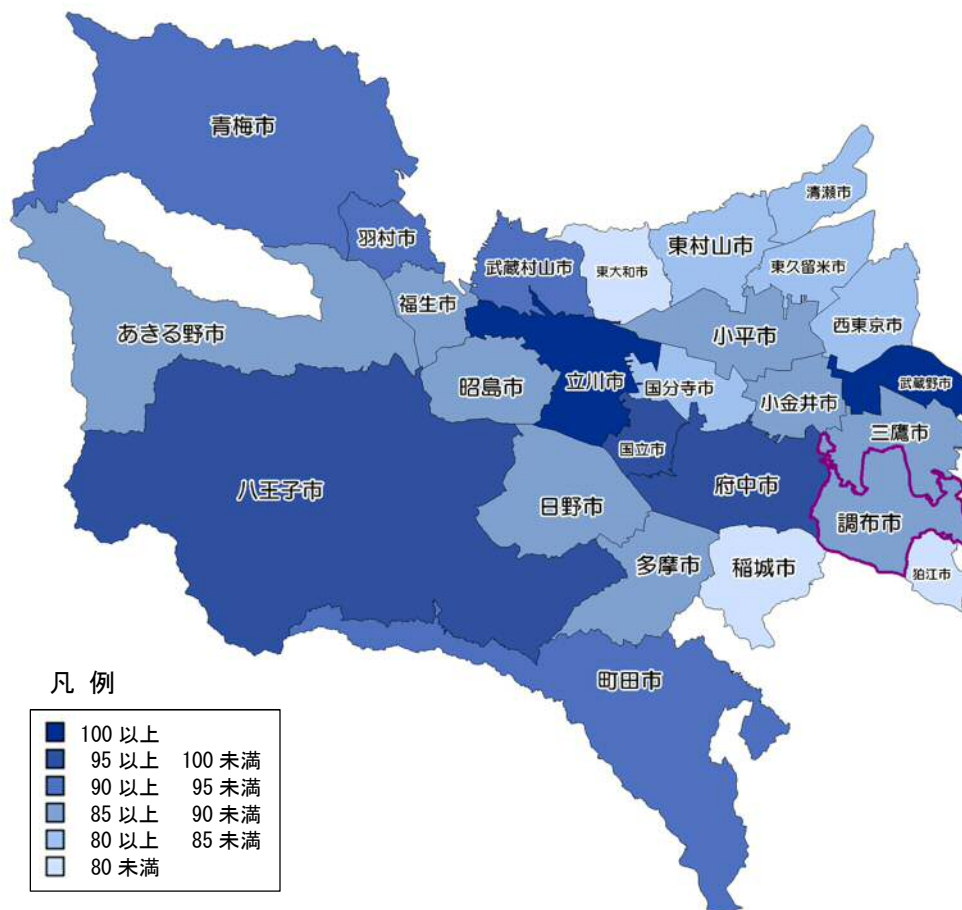
【図表 2-II-7】 調布市内の昼間人口・夜間人口・昼夜間人口比率の推移



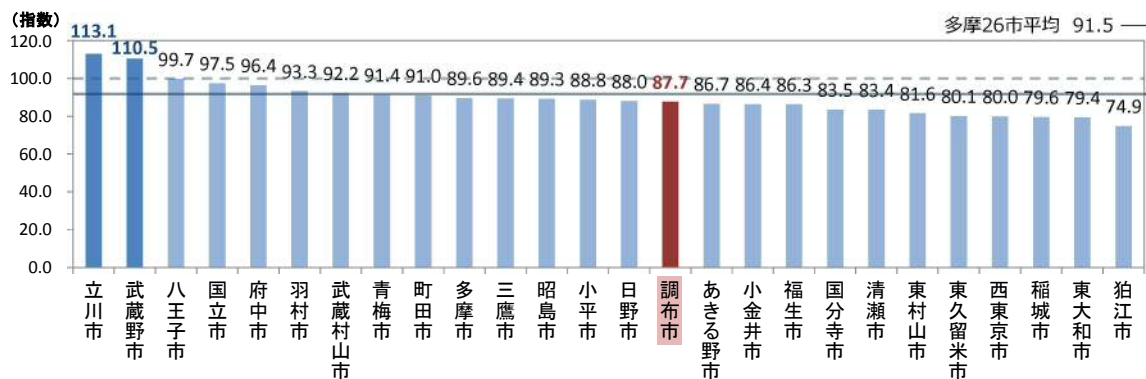
(2) 多摩 26 市における昼夜間人口比率の比較

多摩 26 市全体の平成 22 年 10 月時点の昼夜間人口比率は 91.5 であり、100 を超えている（市外から市内へ通勤・通学する人が、市外へ通勤・通学する人を上回っている）自治体は、立川市と武蔵野市となっています。調布市の指数は 87.7 であり、高い方から数えて 15 番目となっています。

【図表 2-II-8】 多摩 26 市の昼夜間人口比率(分布)



【図表 2-II-9】 多摩 26 市の昼夜間人口比率(比較)



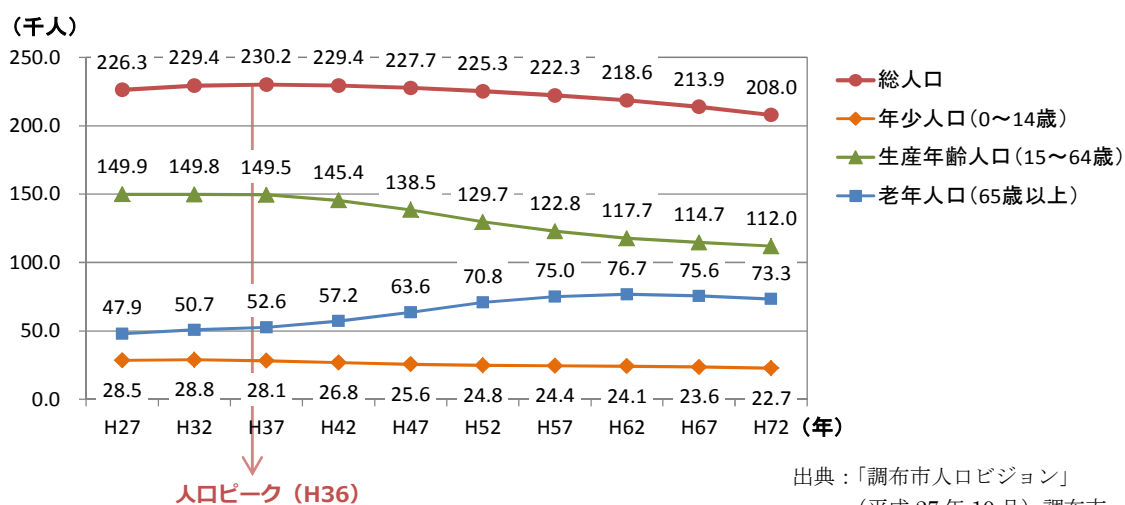
出典：「国勢調査」（平成 22 年 10 月 1 日時点）総務省統計局

4. 人口の将来展望

(1) 総人口の将来的な変化

調布市の総人口は、しばらくは増加傾向にあります。が、「調布市人口ビジョン（平成27年10月策定）」で行った将来人口推計（平成26年3月策定）を延伸した場合のシミュレーションでは、総人口は平成36年の約23万人をピークに減少していきます。その後の25年間で年少人口と生産年齢人口は減少する一方、老年人口は増加し、平成72年時点では、平成27年時点と比べて年少人口は20.2%減、生産年齢人口は25.3%減、老年人口は52.9%増になることが見込まれます。

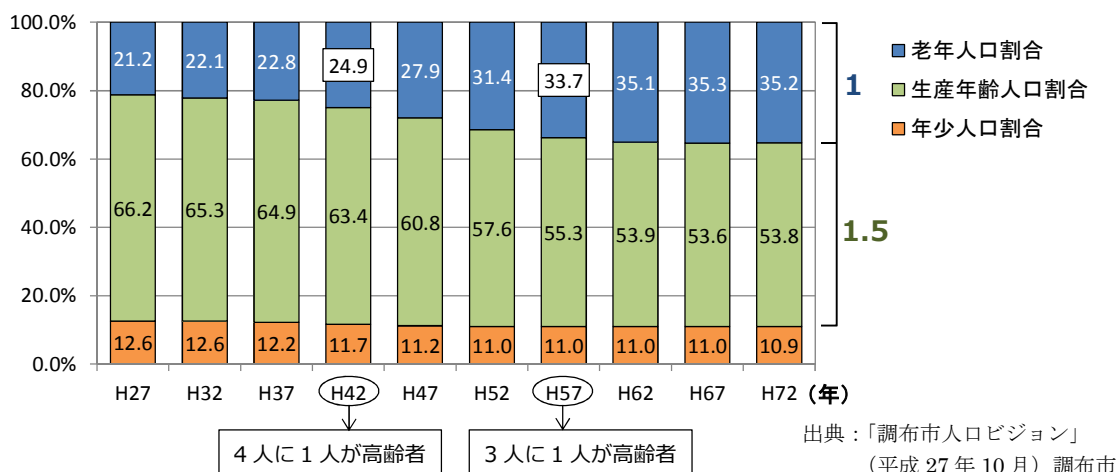
【図表 2-II-10】 総人口と年齢3区分別人口の推移



(2) 年齢構造別人口の将来的な変化

老年人口の割合は増加の一途を辿り、平成42年には市の人口のおよそ4人に1人、平成57年にはおよそ3人に1人が高齢者となることが予測されます。平成72年には、老年人口1人を生産年齢人口1.5人で支えることとなります。

【図表 2-II-11】 年齢3区分別人口割合の推移



(3) 国民希望出生率の算出方法を踏まえたシミュレーションについて

1) 国民希望出生率の算出方法を踏まえた将来人口シミュレーションの概要

調布市人口ビジョンでは、「調布市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 27 年 10 月策定。以下「総合戦略」という。）の策定に当たり、「調布市結婚・出産・子育てに関する市民意向調査」及び「平成 27 年度調布市市民意識調査」の調査結果に基づく希望出生数をもとに、国民希望出生率*の算出方法を踏まえ、出生率仮定値を設定し、将来の人口シミュレーションを行っています。

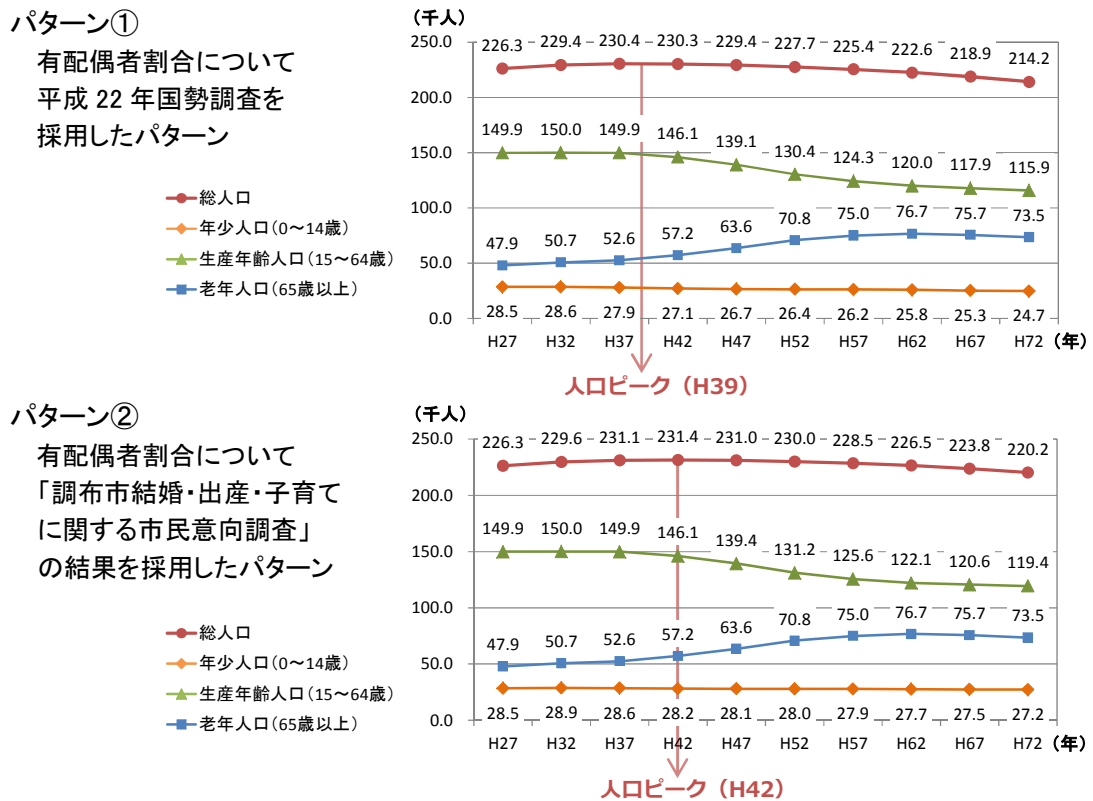
※国民希望出生率：結婚・出産が実現した場合に想定される出生率。

計算式 = (有配偶者割合(既婚者) × 夫婦の予定出生数 + 独身者割合 × 独身者のうち結婚を希望する者の割合 × 独身者の希望出生数) × 離死別等の影響

2) 国民希望出生率の算出方法を踏まえた将来人口シミュレーションの結果

調布市が総合戦略を展開し^{※2}、国民希望出生率の算出方法を踏まえた場合のシミュレーション（下記の 2 パターン）においても、概ね、平成 39 年から平成 42 年をピークに人口が減少に転じる予測となっています。

【図表 2-II-12】 総人口と年齢 3 区分別人口の推移



※2: 推計における仮定値のうち移動率については、パターン①②のいずれも過去 5 年間の調布市の転出入の現状を踏まえ、徐々に人口移動が少なくなるよう設定。ただし、総合戦略の推進により 20 歳代から 40 歳代の定住化がより促進されるよう補正。

出典：「調布市人口ビジョン」（平成 27 年 10 月）調布市

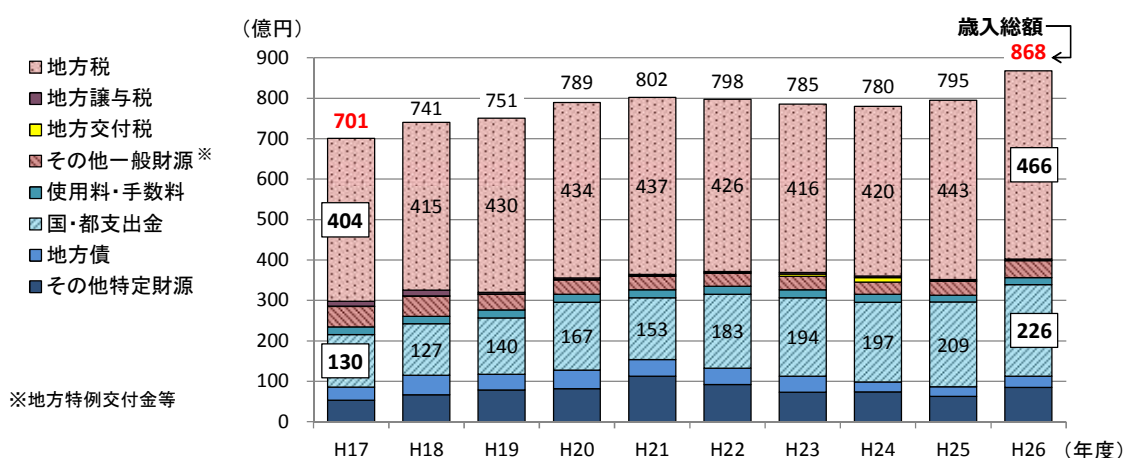
Ⅲ 財政の状況

1. 歳入・歳出

(1) 歳入の推移（普通会計ベース）

調布市の歳入総額は、平成26年度決算で約868億円であり、歳入全体に占める地方税の割合は53.7%、国・都支出金の割合は26.0%です。平成17年度と比較して、歳入総額は23.8%増、地方税は15.4%増、国・都支出金は73.5%増となっています。

【図表2-Ⅲ-1】歳入の推移（普通会計ベース）

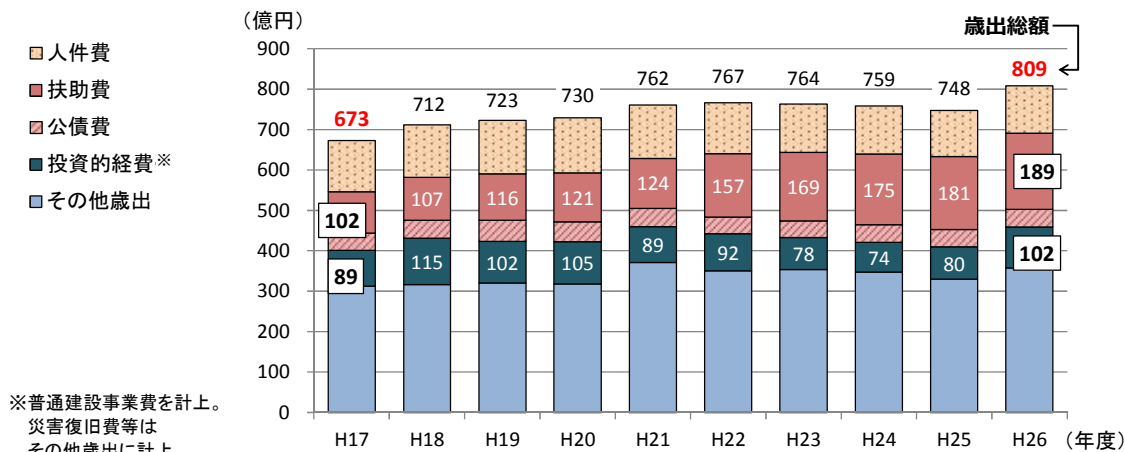


出典：「市町村決算カード」（調布市：平成17年度～平成26年度）総務省

(2) 歳出の推移（普通会計ベース）

調布市の歳出総額は、平成26年度決算で約809億円であり、平成17年度と比較して20.1%増加しています。平成26年度の歳出全体に占める扶助費（福祉や生活保護など社会保障に要する経費）の割合は23.4%、投資的経費のうち普通建設事業費（インフラや公共施設の整備に充てる経費）の割合は12.6%となっています。

【図表2-Ⅲ-2】歳出の推移（普通会計ベース）



*普通建設事業費を計上。
災害復旧費等は
その他歳出に計上。

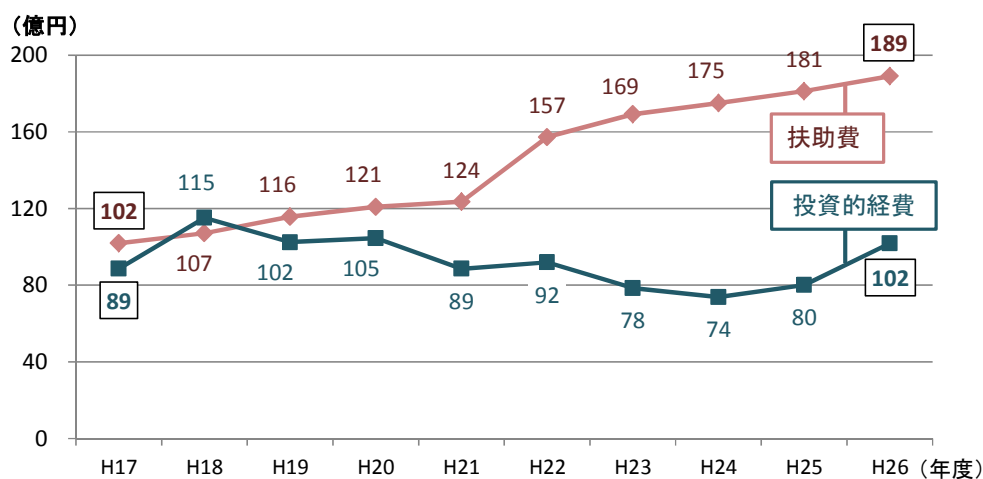
出典：「市町村決算カード」（調布市：平成17年度～平成26年度）総務省

(3) 扶助費及び投資的経費の推移（普通会計ベース）

調布市では、社会保障関係経費や待機児童対策経費などの増加により、扶助費の上昇傾向が続いています。平成26年度決算では約189億円となっており、平成17年度（約102億円）と比較して85.3%上回っています。

一方、投資的経費（うち普通建設事業費）は、平成18年度決算の約115億円をピークに、概ね70億円～110億円の間で推移しています。

【図表2-Ⅲ-3】扶助費及び投資的経費の推移



出典：「市町村決算カード」（調布市：平成17年度～平成26年度）総務省

2. 財政指標の推移

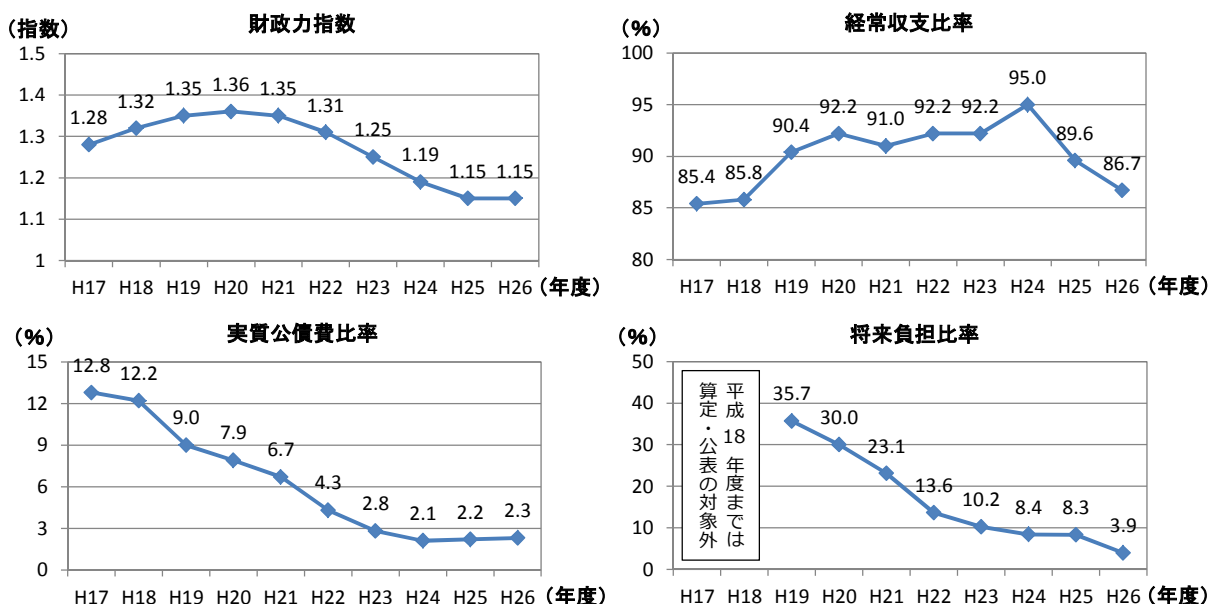
調布市の財政力指数は、平成20年度以降、厳しい経済状況などに伴い下降してきましたが、平成26年度は1.15と平成25年度と同水準となりました。

経常収支比率は、引き続き、社会保障関係経費などの増加はあるものの、市税収入の増加により、平成26年度は86.7%と、対前年度比2.9ポイント改善しました。

平成26年度の実質公債費比率は2.3%と対前年度比0.1ポイント上昇し、将来負担比率は3.9%と対前年度比4.4ポイント改善しました。

いずれの指標も財政の健全性を維持していることを示していますが、持続可能で健全な財政運営に向けて引き続き、財源確保と経費縮減の見直し・改善に取り組んでいく必要があります。

【図表 2-Ⅲ-4】 財政指標の推移



出典：「市町村決算カード」（調布市：平成17年度～平成26年度）総務省

【図表 2-Ⅲ-5】 財政指標の解説

財政力指数

交付税算定上の理論的な収入を支出で除した値で、過去3年間の平均を求めたもの。数値が高いほど自治体運営に余裕があり、1を超えると普通交付税の不交付団体となる。

経常収支比率

毎年度経常的に収入される市税などに対する、毎年度経常的に支出される人件費、扶助費、公債費等の割合。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを示す。

実質公債費比率

自治体の財政規模に対する公債費等の割合の過去3年間の平均値。25%を超えると財政健全化計画の策定を義務付けられ、新たな起債の際に制限が加わる。

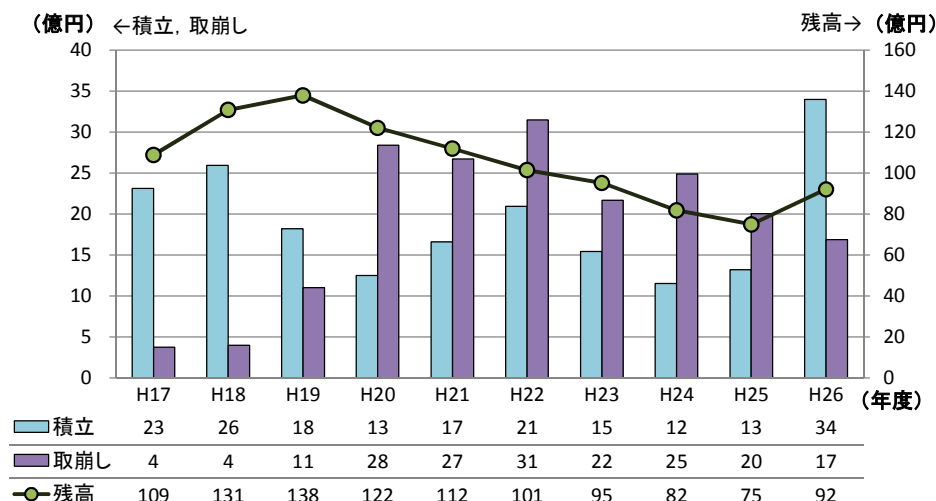
将来負担比率

自治体の財政規模に対する市債残高等の割合。市町村では350%を超えると財政健全化計画の策定を義務付けられ、新たな起債の際に制限が加わる。平成19年6月22日に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成19年度決算以降、算定・公表。

3. 基金の積立、残高の状況

基金は、年度間の財源調整や特定の目的のために資金を積み立てているもので、条例で設置しています。基金残高は平成19年度の約138億円をピークに減少傾向が続いてきましたが、平成26年度末の基金残高は、前年度比17億円増加の約92億円となりました。引き続き、持続可能で健全な財政運営を維持していくため、中長期の視点で財政基盤の強化に努めていく必要があります。

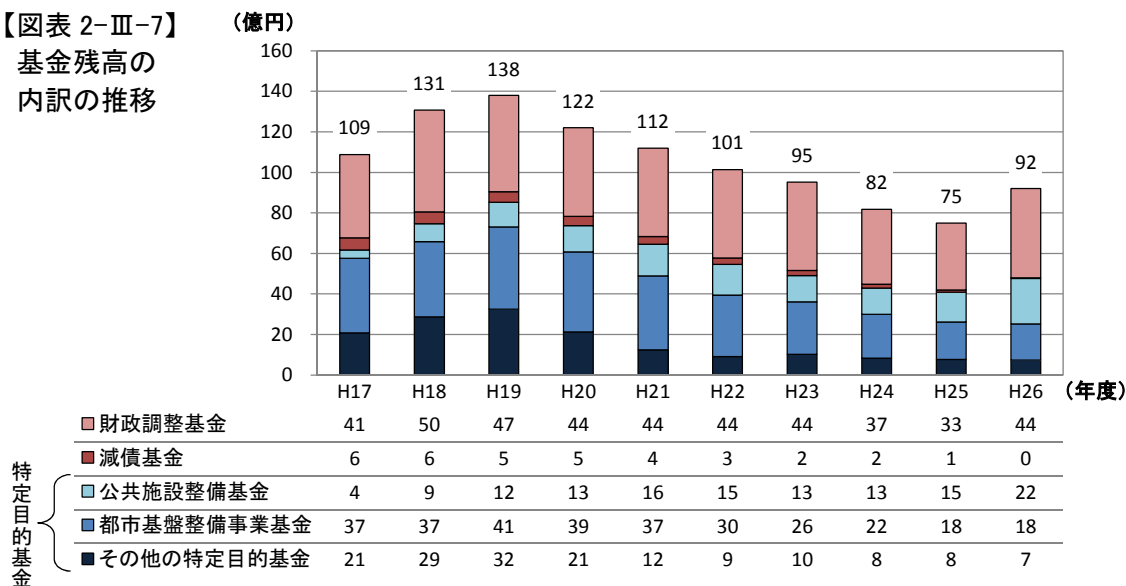
【図表 2-Ⅲ-6】
基金残高等の
推移



出典：調布市行政経営部財政課資料

基金には、年度間の財源調整のための財政調整基金のほか、公共施設の維持保全や中心市街地の街づくりなどの都市基盤の整備、社会福祉の増進などを目的とした各種の特定目的基金があります。平成27年度末の基金残高見込みは、約135億円となっています。

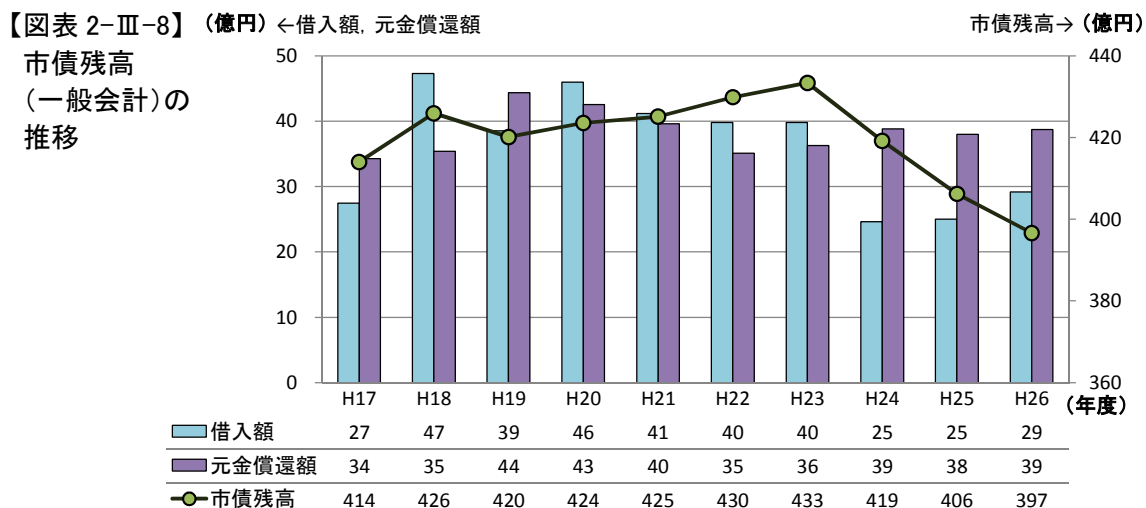
【図表 2-Ⅲ-7】
基金残高の
内訳の推移



出典：調布市行政経営部財政課資料

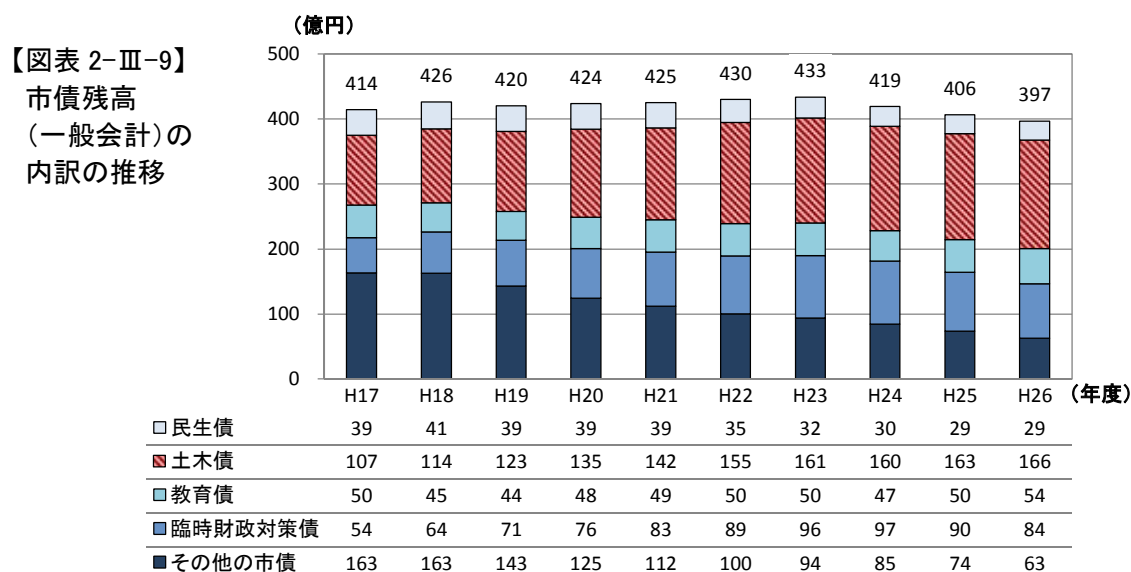
4. 市債の状況

市債は、世代間負担の公平化を図るため、主として公共施設の整備等に対する財源の一部として借入れています。一般会計における市債残高は、この10年間で、概ね400億円程度で推移しています。引き続き、調布市独自の財政規律である「財政規律ガイドライン」に基づく、財政規律を保持した適切な資金調達に努めていく必要があります。



出典：調布市行政経営部財政課資料

市債には、その目的に応じて、民生債、土木債、教育債、臨時財政対策債などがあり、土木債の占める割合が他の市債よりも大きくなっています。



出典：調布市行政経営部財政課資料

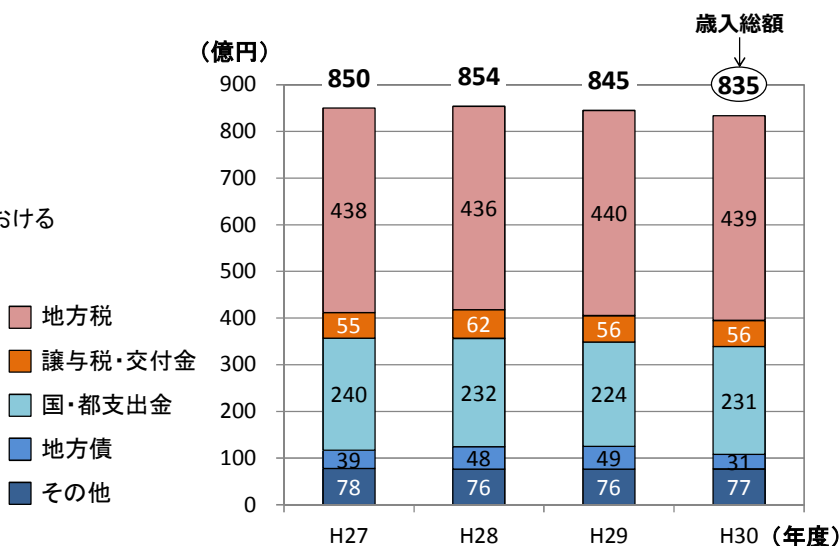
5. 今後の財政の見通し

調布市では、「調布市基本計画」において、平成30年度までの計画期間における一般会計歳入・歳出の見通し（財政フレーム）を示しています。

歳入では、税制改正に伴う法人市民税の減要因はあるものの、個人市民税や消費税率引き上げに伴う地方消費税交付金の増により、一般財源総体では現行水準を概ね確保できるものと見込んでいます。一方、歳出では、待機児童対策や社会保障関係経費の増加に伴い、扶助費の増加傾向が継続するものと見込んでいます。

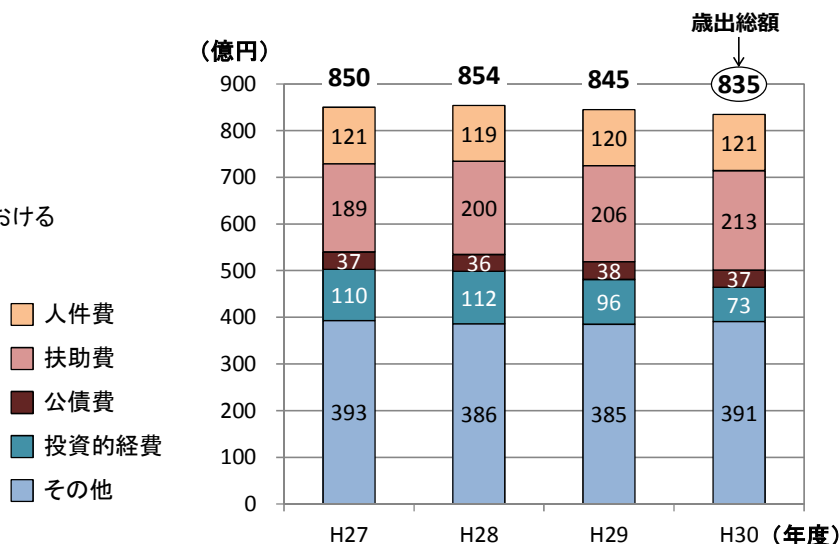
【図表 2-Ⅲ-10】
一般会計における
歳入の推計額

・H27, 28 は当初予算額
・H29, 30 は基本計画における
財政フレーム



【図表 2-Ⅲ-11】
一般会計における
歳出の推計額

・H27, 28 は当初予算額
・H29, 30 は基本計画における
財政フレーム



出典：「調布市基本計画」調布市

